

入札件名：令和２年度中小企業等産業公害防止対策調査「中国地域におけるA
I 社会実装及び環境技術高度化可能性調査」

本件に係る資料は、以下記載の資料番号１～１５から構成されており、紙配付は行っていないため、調達ポータルサイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【調達ポータルサイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 （総合評価落札方式 電子調達システム対応版）
6	予算決算及び会計令（抜粋）
7	応札資料作成要領
8	評価手順書（加算方式）
9	（様式１）質問状
10	（様式２）入札参加表明書【電子入札の場合】
11	（様式３）入札書 [紙による入札の場合]
12	（様式４）理由書 [紙による入札の場合]
13	（様式５）委任状 [紙による入札の場合]
14	（様式６）提案書ひな型
15	（様式７）見積書

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
（中国経済産業局＞調達情報＞入札公告関係資料＞１．総合評価落札方式）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

令和2年4月10日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 栗田 豊滋

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度中小企業等産業公害防止対策調査「中国地域におけるAI社会実装及び環境技術高度化可能性調査」

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価（消費税率10パーセントで見積もること）で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(4) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号 1～4

調達ポータルサイトの「調達情報の検索 調達種別の選択」から「一般競争入札の入札公示 (WTO対象外)」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達資料」を必ずダウンロードすること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

イ. 資料番号 5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 質問期限

令和2年4月24日(金) 17時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1 質問状(資料番号9)を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(3) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

令和2年5月8日(金) 17時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出(郵送又は持参)すること。(郵送による場合は上記ア.の提出期限必着とする。)

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

・ 提案書(紙資料5部)

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

・ 評価項目一覧(資料番号3)の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの(提案書と同一部数)

・ 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し(1部)

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>)から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2 入札参加表明書(資料番号10、以下「表明書」という。)を提出し、次に「入札(見積)書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3 入札書(資料番号11)及び様式4 理由書(資料番号12)を紙により提出(持参)すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。
- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(4) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）
プレゼンテーションは実施しない。

(5) 開札の日時及び場所

令和2年5月20日（水）13時30分

中国経済産業局 2階 地方連絡室

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(6) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ．入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

なお、提出する見積書は消費税率10%で見積もること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○請負契約書（請負契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 請負契約心得をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日9時00分～17時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課

担当者：和田、大谷、西堀

電話 082-224-5676（ダイヤルイン）

E-mail wada-koji@meti.go.jp、ohtani-munehiro@meti.go.jp、
nishihori-ryotaro@meti.go.jp

実施計画書（仕様書）

1. 件名

令和2年度中小企業等産業公害防止対策調査

「中国地域におけるAI社会実装及び環境技術高度化可能性調査」

2. 調査の目的

中国地域には、公害防止技術、廃棄物処理・リサイクルなど環境に関する優れた技術を有する企業・事業所が多く存在している。環境ビジネスの発展のためには、更なる環境技術の進化や持続可能な循環経済に向けた取り組みを進めていくことが重要である。

中国経済産業局（以下「当局」という。）では、令和元年度に「中国地域におけるAI・IoT活用可能性調査」を実施した。当該調査の中で、環境企業において、AIを活用した設備運用の高度化について関心は高いものの、社会実装には至っていない企業が多いことがわかった。また、世界情勢を踏まえたSDGsへの対応など、持続可能な循環経済に向けた取り組みにも関心が高い

本調査では、AI社会実装への取り組みや環境技術の進化に資する取り組みについて調査し、報告書に取りまとめ、中国地域の中小企業、支援機関等に広く情報提供することで、環境ビジネスのイノベーションを促進し、産業公害の防止、低減を図ることを目的とする。

3. 調査内容及び実施方法

(1) 調査内容

以下の2つの事業を実施する。

1) AI社会実装事業

中国地域のコンビナート地区を対象として、AI社会実装の導入事例紹介及び導入希望調査を実施し、中小企業等が活用可能な導入方法を報告書に取りまとめる。

2) 環境技術高度化事業

中国地域の環境企業及び関連企業に対して、循環経済実現に向けた課題等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、環境ビジネスを振興するための効果・方策を報告書に取りまとめる。

(2) 委員会の設置

本事業を実施するにあたり、学識経験者、産業支援機関、企業等で構成する委員会を設置する。

- 1) 委員の構成：学識経験者、産業支援機関、企業 等
- 2) 人数：5名
- 3) 開催回数：2回
場所は当局会議室とし、6月及び1月目途の開催を想定。
- 4) 検討事項：以下のとおり想定し、当局と協議の上、決定することとする。
(第1回委員会)
 - ・当該調査の趣旨、実施方法
 - ・導入検討会及びアンケート調査等の方法、内容
 - ・報告書の構成
 - ・今後の進め方（スケジュール）
 - ・調査報告書の取りまとめの方向性 等(第2回委員会)
 - ・調査報告書の内容の検討 等
- 5) 想定される作業
委員の委嘱・連絡調整、委員会の開催、委員謝金・旅費の支払、資料作成・印刷、開催結果の取りまとめ（議事録作成） 等
- 6) その他
委員は当局が選定する。（委員は広島県5名）

(3) AI 社会実装事業

モデル地域（2箇所）においてAIベンダー（4社）から技術・事例を紹介するAIの社会実装を促す導入検討会を開催すること。フォローアップ調査により社会実装への取り組みを整理すること。導入検討会等により、AI活用に係る現場の課題解決への取り組みが鮮明になるように創意工夫すること。モデル地域は、岡山・水島地区及び周南・宇部地区とし、公害規制法に定める特定工場や環境ビジネス企業等を対象に調査を実施すること。

1) 導入検討会

① 企画調整

技術・事例を紹介するAIベンダー（4社）は、当局が選定する。検討会の実施に係る企画調整を行うこと。

② 行程管理

当局が指定するコンビナート地区の組織と連携し、各幹事会社と日程調整を行うこと。

各地区2社/日×2回（合計4回、30人程度/回）の開催とする。

令和2年8月～12月を目処に開催すること。

2) フォローアップ調査

導入検討会に参加した企業を対象として、フォローアップ調査を実施すること。特に社会実装の検討が進められている企業を対象に各地域1回、現地調査を実施すること。調査の対応を整理し、社会実装に向けたプロセス上の課題やその解決方法等を示し、取りまとめること。

3) 想定される作業

導入検討会の企画調整、会場借料、謝金・旅費（4社：東京想定）の支払等、フォローアップ調査、調査結果の取りまとめ・分析 等

4) その他

導入検討会及びフォローアップ調査には、社内有識者又は外部アドバイザーが同行することとし、当局職員が同行することもある。

(4) 環境技術高度化事業

1) 調査対象

中国地域で循環経済の取り組みを実施する環境企業及び関連企業を対象に、調査を実施すること。

2) アンケート調査

アンケート調査を実施し、循環ビジネスに向けた課題を持つ企業とその課題を解決する企業の顕在化を図ること。

持続可能な循環経済の実現に向けた自社の強み・現状・課題・解決方法等について、まとめること。

① アンケート調査実施方法

アンケート調査は、インターネットを活用し、2回実施すること。

アンケート結果を分析するために必要なサンプル数（各100社程度）を確保すること。調査に協力可能な関連団体等を企画提案すること。

1回目の調査では、課題等を把握するための調査を実施すること。2回目の調査では、課題を整理・提示し、明らかになった課題に対応した解決方法を有する企業を把握するための調査を実施すること。

なお、調査先は当局と調整の上、決定することとする。

② アンケート調査の項目

アンケート調査については、以下の項目を必須とする。

(必須項目)

- ・ 持続可能な循環経済に係る取り組み事例の有無、意向、内容、効果等
- ・ 持続可能な循環経済の実現に関連した設計・調達・製造・販売・消

- 費・回収・再資源化の各段階に係る現状、課題、ニーズ 等
- ・ 課題解決のための方策等の有無、対象地域、解決手法 等
- ・ SDGs や循環経済への対応に向けた取り組み状況

③ 想定される作業

アンケート調査のウェブページ作成、関連業界への協力依頼、アンケートのメール等による依頼、回収及び調査結果の集計・分析 等

3) ヒアリング調査

アンケート調査で顕在化した課題を持つ企業と課題解決企業を対象に、ヒアリング調査を実施し、連携方策を取りまとめること。持続可能な循環経済に係る取り組みを促進させるため、連携構築につながるよう創意工夫すること。

① ヒアリングの対象

中国地域で持続可能な循環経済を実現したい又は実現に資する企業等から選定し、調査を実施すること。

- a. 循環経済の取り組みについて、導入意向・関心のある企業等：5件
- b. 課題解決のための方策等を有する企業等：5件

② ヒアリングの調査項目

ヒアリング調査については、以下の項目を必須とする。

(必須項目)

- a. 自社の持つ持続可能な循環経済に係る取り組み事例
- b. SDGs 及びサーキュラー・エコノミーへの対応に向けた取り組み状況
- c. アンケート調査を踏まえた現状、課題、ニーズ等の内容確認及び課題解決企業との連携構築の意向等
- d. アンケート調査を踏まえた課題を解決するための方策等の内容確認及び課題解決企業との連携構築の意向等

③ 想定される作業

ヒアリング調査票の作成、ヒアリング対象の選定、訪問日時の調整、ヒアリング調査結果の取りまとめ・分析 等

④ その他

ヒアリング調査には、社内有識者又は外部アドバイザーが同行することとし、当局職員が同行することもある。

(5) 調査報告書の作成

調査結果及び分析結果を踏まえ、(3) AI 社会実装事業については、どのようなAI サービス等が現場で必要とされているのか、(4) 環境技術高度化事業については、持続可能な循環経済に向けどのような取り組みが求められているのか、それぞれ方策提言を行うこと。

以下により、調査報告書(本編及び概要版)を作成すること。

- 1) 報告書(本編)の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 両事業合わせてA4版カラー80ページ程度とする。
- ② 対外的に公表することを予定しているため、秘匿情報を記載しないこと。
- ③ 以下の項目を網羅することとし、追加すべき項目がある場合には、(2)の委員会の意見等も踏まえ、当局と調整の上で決定すること。
 - a. 本調査の目的・概要
 - b. 3.(2)委員会の開催概要
 - c. 3.(3)AI社会実装事業の結果及び取りまとめ
 - d. 3.(4)環境技術高度化事業の結果及び取りまとめ
 - e. 上記c.d.の活用効果及び方策の取りまとめ

2) 報告書(概要版)の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ① Word/PowerPointを用いて作成し、スライド20ページ程度とすること。
- ② 1月開催予定の第2回委員会で素案を報告すること。
- ③ 対外的に公表することを予定しているため、秘匿情報を記載しないこと。

4. 事業実施期間

請負契約締結日から令和3年3月31日(水)までとする。

5. 成果物

調査報告書(本編及び概要版)は、次のとおり電子媒体にて提出すること。

- ・ Word/PowerPoint ファイル及び透明テキスト付き PDF ファイル形式により上記を収めた電子媒体 (CD-ROM) 計2枚

6. その他

- (1) 本仕様書に定められていない事項については、当局と協議すること。
- (2) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合には、直ちに当局に連絡するとともに受託者の責任において解決を図ること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、受託者の提案を踏まえ、当局と協議の上、実施すること。
- (4) 本事業に係る作業工程表については、契約後、当局と調整の上、すみやかに作成すること。また、適宜、当局へ進捗状況を報告するとともに、当局から要求があった場合には、直ちに報告すること。
- (5) その他不明な点については、当局に問い合わせること。

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次		提案要求事項	評価区分	得点配分			評価の観点		ひな型ページ番号	提案書ページ番号
大項目	中項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
1 事業の実施方針等										
	1.1 事業実施の基本方針等	・事業実施の基本方針、実施内容等について記述する。	必須	20	5	15	・仕様書に記載の目的との整合性がとれているか。 ・仕様書に記載の内容について全て提案されているか。 ・偏った内容になっていないか。	・仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。 ・実施内容に創意工夫がみられるか。		
	1.2 事業実施方法	・事業実施方法について具体的に記述する。	必須	20	5	15	・実施内容と整合性がとれているか。 ・実施方法は明確であり、妥当なものであるか。	・成果を高めるための創意工夫がみられるか。 ・効率的・効果的な提案がされているか		
	1.3 事業実施計画	・事業実施計画について具体的に記述する。	必須	10	5	5	・日程等に無理がなく、実現性はあるか。	・日程、手順等が効率的であるか。		
2 組織の経験・能力等										
	2.1 類似事業の経験等	・類似事業の経験、専門知識等について記述する。	任意	10	—	10		・過去に同様の事業を実施したことがあるか。 ・本事業に関連する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。		
	2.2 組織としての事業実施能力	・事業実施能力について記述する。	必須	6	1	5	・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。	・本事業に関連する幅広い知見。ネットワークを持っているか。 ・優れた情報収集能力を持っているか。		
	2.3 事業実施体制	・事業実施体制について記述する。	必須	6	1	5	・事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・事業を遂行可能な人数が確保されているか。 ・適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱担当者以外の者が、情報に接することがないか。	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・当省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。 ・優れた管理体制となっているか。 ・適切な情報管理体制となっているか。		
	2.4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況について記述する。	任意	3	—	3		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1) 1点 2段階目(※1) 2点 3段階目 3点 行動計画(※2) 0.5点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん 1点、 プラチナくるみん 2点 ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定 2点		
3 業務従事者の経験・能力										
	3.1 事業に関する知見・専門性等	・知見・知識等について記述する。	必須	10	3	7	・本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。	・本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。		
	3.2 類似事業の経験、資格等	・類似事業の経験、資格等について記述する。	任意	15	—	15		・過去に同様の事業を実施したことがあるか。 ・本事業に有効な資格等を持っているか。		
				合計	100	20	80			

評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次			資料内容	提案の 要 否	ひな型 ページ 番号	提案書 ページ 番号
大項目	中項目	小項目				
4	添付資料					
	4.1.	事業実施に係る工数	・事業実施に必要な工数の明細	必須		
	4.2.	実施体制及び担当者略歴	・本調達履行のための体制図	必須		
			・各業務担当者の略歴(氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等)	必須		
	4.3.	組織としての実績	・受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱者名簿」を提示すること。(別紙様式)	必須		
			・官公庁における、本領域の実績	任意		
			・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意		

情報取扱者名簿

	氏名	住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号(※4)
情報管理責任者(※1)	A					
情報取扱管理者(※2)	B					
	C					
業務従事者(※3)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

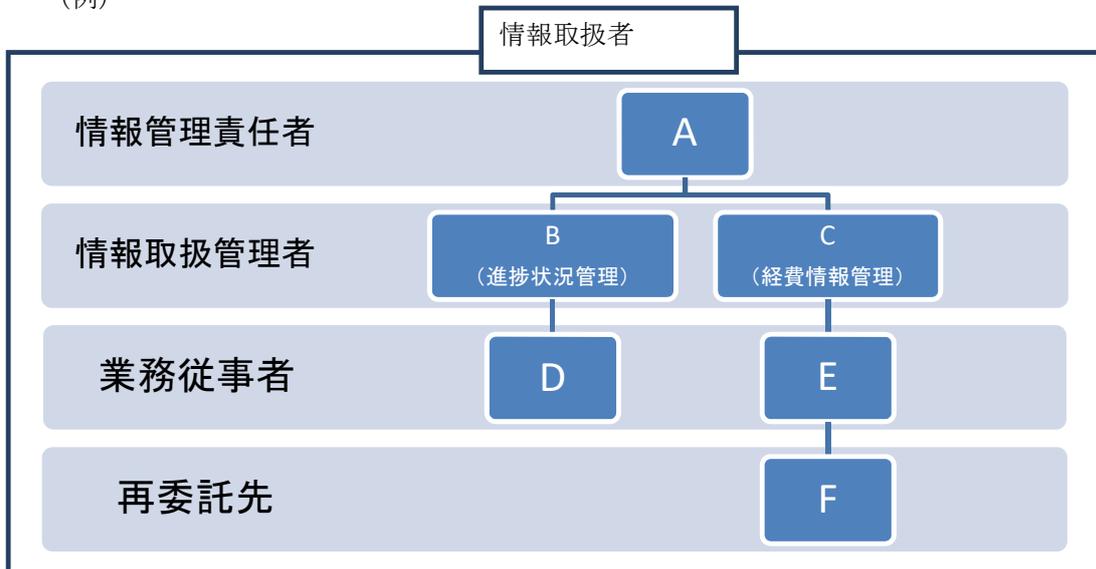
(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等を記載。

情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・情報管理規則等を有している場合で上記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能。

その他

- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること

(本別紙記載内容を確認する際の留意事項(省内限り))

- ・本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める書類については必要に応じて徴収すること。

契約書 (案)

文書番号

1. 案 件 令和2年度中小企業等産業公害防止対策調査「中国地域におけるAI 社会実装及び環境技術高度化可能性調査」
2. 契 約 金 額 金〇〇〇, 〇〇〇円
(消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇円を含む。)
3. 案 件 内 容 仕様書のとおり
仕 様
4. 納 入 期 限 令和3年3月31日
(履行期限)
5. 契 約 期 間 契約締結日から令和3年3月31日まで
6. 納 入 場 所 中国経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課
(履行場所) (広島県広島市中区上八丁堀6-30)
7. 契 約 保 証 金 全額免除
8. そ の 他 契約条項のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6-30
支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 栗田 豊滋

乙 [所在地]
[相手方名称]
[代表者氏名]